



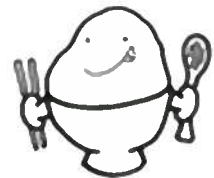
京都市はぐくみプラン (京都市子ども・若者総合計画)(案) に対する意見の募集について

【募集期間】2019(令和元)年10月31日(木)～12月4日(水)

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くため、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を推進してきました。

しかしながら、少子化の進行や支援ニーズの増大・多様化など、子ども・若者やその家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況のもと、すべての子ども・若者・子育て家庭が大切にされ、まちに笑顔があふれる社会とするため、これまで進めてきた3つの計画を一体化した形で、後継計画として「京都市はぐくみプラン(案)」を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集します。



ハブコメくん

【提出方法】

様式は自由ですが、最終ページの御意見記入欄を適宜お使いください。

<持参・郵送>

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市 子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部 育成推進課

<FAX>

075-251-2322

<電子メール>

kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

<ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000258553.html>



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

京都市はSDGsの理念である
「誰ひとり取り残さない」まち
を目指しています

第Ⅰ部 計画の趣旨

1 計画の位置付け

(1) 位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付け、関連

位置付け	- 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画 - 京都市子ども・子育て支援事業計画 - 京都市母子保健計画 - 京都市新・放課後子ども総合プラン - 京都市社会的養育推進計画 - 京都市ひとり親家庭自立促進計画 - 京都市子ども・若者計画 - 子育て安心プラン - 障害児福祉計画 - 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
関連	- 京都市の教育振興基本計画 - 京都市の教育に関する「大綱」 ※ ともに、はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）の該当部分に位置付け

(2) 計画期間

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（5年間）

2 京都市の特色

京都市ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

※ 市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支え、見守る「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定

3 子ども・若者、その家庭を取り巻く現状

- 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化
- 家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立
- 少子化の進行
- 生活環境や雇用環境の変化等による、若者の将来への不安感・負担感の増大
- 長時間労働の常態化等による、仕事と家庭生活の両立困難

4 基本理念

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。

また、少子化などの課題にしなやかに対応するため、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う※力」を高める。※ 各自が地域コミュニティを構成する一主体であるとの意識を持ちながら、他者との関わりの中で、支え合いと協力の精神に基づいて、お互いを認め、尊重し合い、共に生きること。

5 目指すべきまちの姿

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

⇒ これを通じ、SDGsの理念「誰ひとり取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現

目指すべきまちの姿の実現に当たって重視する『子育て・「共育」環境』の視点

- 「子ども」が、大切に育まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- 「若者」が、多様な可能性のもと、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 優先的に取り組む事項

重点
1

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い

柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。

このことから、「子育て世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)機能の充実
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進

柱2 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

京都市の子育て支援においては、幼児教育・保育の「質」と「量」の両面の充実を最重要事項として取り組んできました。

質の面では、国基準を上回る保育士配置や保育士の給与改善、私立幼稚園に対する独自の助成を継続し、量の面では、第1期子ども・子育て支援事業計画のもとで計6,479人分の要保育児童の受入枠を新たに確保し(幼稚園における放課後等預かり保育を含む。)、保育を利用しやすいと実感いただける取組を推進してきた結果、2014(平成26)年度以降、年度当初における6年連続の保育所等待機児童ゼロを達成しています。

今後とも、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な障害のある子どもの増加等に伴う、幼児教育・保育ニーズの更なる多様化など、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な子育て支援事業や保育の担い手確保も含めて、一層の支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 幼稚園、保育園(所)、認定こども園等における障害のある子どもの受入の推進
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施

市営保育所の今後の役割

増加かつ多様化する保育ニーズに対し、質の高い幼児教育・保育を実践することで、子どもの健やかな育ちや学びを提供していくことを目的に、引き続き、公・民が一体となって京都市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

市営保育所では、その時々状況に応じて、先駆的な保育の取組や災害等予期することができない突発的な事象への対応など、公として果たすべき役割を果たしていきます。

また、2005（平成17）年2月の社会福祉審議会の答申を踏まえて、公・民の役割分担については、財政面だけでなく、あらゆる場面で検討を進めることとしており、引き続き、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組みます。

なお、本計画の策定に伴い、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」は、廃止します。

柱3 保幼小の連携・接続による「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、そうした学びと育ちを小学校へ円滑に接続するとともに、更にその先の中学校・高等学校等との接続においても学びの連続性を踏まえた取組を推進することが、「知・徳・体」の調和のとれた健やかな成長につながります。

このため、特に、保幼小接続の観点からは、就学支援シートやこどもみらい館における共同機構など、これまでの京都市独自の取組に加え、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもとに進めていきます。

【主な取組】

- ・ 就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ・ 就学前施設と小学校の子どもとの交流
- ・ 就学前施設と小学校の教職員、保育士の交流及び研修の充実

若者のライフデザイン形成への支援**柱1 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進**

ライフスタイルの変化やコミュニティの多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、若者が地域の行事等に関わることが難しくなっています。

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動等を通じて喜びや楽しみを感じることができるきっかけづくりとなる取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 若者の地域交流事業の推進
- ・ 若者文化の発信

柱2 若者が持つ多様な力が発揮できる環境づくりの促進

自分の将来や進路等に対して不安を持つ若者は多く、若者が社会の担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長する支援を行うことが重要です。

このため、「ユースサービス（青少年の自己成長の支援）」の理念のもと、若者が社会を形成する主体（パートナー）として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を推進します。

また、2022（令和4）年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳を迎える新成人をはじめ、若者の成長をより一層促す取組を行います。

【主な取組】

- ・ キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ・ 若手アーティストの自立支援
- ・ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供

柱3 仕事・結婚・子育て等，将来に展望を持った社会人になることへの支援

近年，情報化やグローバル化等，若者を取り巻く環境は大きく変化しており，若者が明るい将来像を描きにくい状況にあります。また，ライフスタイルや人間関係の変化などにより，家庭，学校や職場に，居場所や頼れる人がなく，自分を受け入れてくれる環境を求めている若者もいます。

思春期及び青年期は，社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期であり，若者が自己肯定感を育み，将来の生き方を自ら考え，仕事・結婚・子育て等の自らの希望するライフデザインを形成するための取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ・ 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発

柱1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期など、子育て中の親が孤立しやすい状況となっており、子育て家庭の身近な地域において子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

このため、乳幼児期を中心とした親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るとともに、子育て家庭の悩みや不安に早期に気づき、必要な支援につなげます。

また、住民相互で行われる子育て支援活動についても子育て支援施設や関係団体等との協力・連携により、活性化を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進

柱2 学童クラブ事業や放課後まなび教室等が連動した小学生の放課後等の居場所の充実

京都市では、学童クラブ事業における昼間留守家庭児童や放課後まなび教室における利用希望児童のすべての受入れを行うなど、学び・遊びを軸とした「放課後等の居場所」を提供しています。

一方で、共働き家庭の増加により、今後も利用ニーズの増大が見込まれるため、更なる実施場所の確保等の対策を推進していきます。

また、児童館における学童クラブ事業をはじめとする各事業において、学校・施設・地域・行政が連携して運営を行うとともに、事業間の融合を深めることにより、子どもたちが共に生き合い、育ち合う、安心・安全な居場所の充実を図っていきます。

【主な取組】

- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ・ 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連動した事業の推進

身近な地域で求められる子育て支援機能のあり方

京都市では、子どもやその家族を身近な地域全体で育み・支えていくため、当該地域のニーズや利用者の行動範囲などに応じて、必要となる子育て支援機能を確保してきました。

今後も身近な地域で必要な機能を確保・維持していくため、既存の施設や社会資源を最大限活用しながら、特にニーズの高い「乳幼児の子育て支援機能」や「学童クラブ機能」について、以下のとおり重点的に施策の充実を進めます。

機 能	充実の方向性
乳幼児の子育て支援機能	児童館やつどいの広場などがいないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において、つどいの広場を少なくとも年に1箇所程度新規に確保する。
学童クラブ機能	利用ニーズを見極めながら、全小学校区で学童クラブ機能の確保に努める。 機能の確保・維持に当たっては、できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、利便性や移動の安全性を考慮した充実を図る。

柱3 身近な地域における若者の居場所や気軽に相談できる場所の確保

様々な不安や困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センターをはじめ、児童館や地域等の各機関が様々な取組を展開していますが、とりわけ、気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所を確保することが重要です。

このため、青少年活動センターをはじめとした各機関が展開している居場所事業や相談事業の充実を図ることにより、地域の身近な場所で若者の居場所や気軽に相談できる場所がより一層確保できるよう取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ・ 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進

柱1 ひとり親家庭の負担軽減のための支援，貧困等の課題を抱えた子ども・若者が希望を持って活躍するための支援の充実

貧困等の困難を抱える家庭に見られる，親子の関わりの不足や周囲からの孤立等の状況は，子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしており，世代を越えた貧困の連鎖を断ち切るための支援策が求められています。

また，ひとり親家庭においては，経済的に厳しい状況が多いほか，経済状況に関わらず，子育てと生計の維持を保護者一人で担い，育児・家事の負担等から，子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした現状のもと，子どもや若者が自己を肯定し，夢や希望を持って健全に学び，成長し，自立していくための支援とともに，保護者の子育てへの不安や負担感を軽減する切れ目のない支援を，地域，関係機関，企業等と連携した多種多様なアプローチにより，総合的・複合的に推進します。

【主な取組】

- ・ 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ・ 困難を抱える家庭に係る地域，関係機関，企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供

柱2 児童虐待対策や社会的養育の推進による「子どもの最善の利益」の実現

様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等においては，子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため，小規模かつ地域に根ざした，より家庭的な養育を推進してきました。

一方で，近年，児童虐待相談・通告件数は全国的に増加の一途をたどり，児童虐待の根絶に向け，学校や地域の関係機関との連携の強化や，虐待を受けた子どもへの重点的な支援の充実等が必要となっています。

このような状況の中，今後の社会的養育の在り方を示す国の「新しい社会的養育ビジョン」（2017（平成29）年8月）を踏まえ，京都市においては，児童虐待対策の機能強化を図るとともに，里親委託の推進，児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組を実施することにより，「子どもの最善の利益」を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 児童虐待対策の推進
- ・ 社会的養育の推進

京都市社会的養育推進計画

本計画は、「京都市社会的養育推進計画」を内包しており、社会的養育下にあるすべての子どもについて、最善の利益を実現するための取組を行っていきます。

児童養護施設等の施設においては、小規模かつ地域分散化を進め、できる限り良好な家庭的環境を実現するとともに里親等の周知啓発、支援の充実により里親等への委託を推進します。

また、施設等を退所した子どもについても、自立支援コーディネーターによる相談支援や、青少年活動センターでの交流事業等の支援施策を引き続き実施します。

身近な地域においては、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターとして位置づけている子どもはぐくみ室を中心に、児童相談所や地域の関係機関等との連携を深め、寄り添い支援を行っていくための取組を進めていきます。

そして、これらの社会的養育下にある子どもの支援を担う児童相談所においては、更なる専門性の向上や機能強化等、体制の充実を図っていきます。

柱3 ひきこもり状態にある子ども・若者への支援の充実

人と人のふれあいや社会とのつながりが希薄となり、孤立した状態に置かれているひきこもりについては、長期化、高年齢化が課題となっています。

京都市では、子ども・若者支援地域協議会による総合的、継続的な支援をもとに、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、ユースサービス協会をはじめとする地域・民間団体との協働のもと、教育、保健、福祉、雇用などの関係部局との連携を一層強化し、地域に潜在するひきこもりの早期発見、当事者や家族に寄り添った支援に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ・ 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ・ 子ども・若者支援地域協議会の取組の推進

はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

柱1 子どもや若者を「社会の宝」として、社会全体ではぐくむ風土の更なる醸成

京都市では、「京都はぐくみ憲章」の理念のもと、市民や関係団体等が主体となり、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が醸成されてきました。

一方で、子どもや若者、その家庭が抱える課題やニーズはこれまで以上に多様化しており、それらを取り巻く社会環境においても、少子化の進行による人手不足、外国籍市民の増加や性差に関する意識の変容による多様性の尊重など、様々な変化が見られており、「はぐくみ文化」の更なる深化が求められます。

このため、各種啓発や多文化共生の取組などを通じ、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援

柱2 市民ぐるみ、地域ぐるみで子ども・若者とその家庭を支援するネットワーク機能の更なる推進

京都市では全市レベル、行政区レベル・身近な地域レベルの3層からなるネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子ども・若者を支援してきました。

子ども・若者を支援するあらゆる関係機関・団体、学校、企業、市民、行政が手と手を取り合い、ネットワークの連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）
- ・ 学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ・ 地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保

柱1 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつながる地域活動や社会貢献活動のほか、京都の強みである文化・芸術、暮らしの文化に触れることは子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、これらに触れ、参加する機会を積極的に創出します。

【主な取組】

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
- ・ 若者の市政や地域コミュニティへの参加機会の提供

柱2 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。このため、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」を推進してきました。

家庭生活や仕事を単なる手段ではなく、各人の生き方に関わることとして捉えたうえで、両者がともに豊かなものとなるよう「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など、「働き方改革」の取組を実践していきます。

【主な取組】

- ・ 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- ・ 子育て支援施設の働き方改革の推進
- ・ 地域・保護者と共に進める学校・幼稚園の働き方改革
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実

1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長



妊娠・出産～乳幼児期

主な取組	
(1) 母子保健	
ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり	
	区役所・支所子どもはぐくみ室（子育て世代包括支援センター）機能の充実
	妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
	不妊に係る支援の充実
イ 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進	
	産後ケアの推進（スマイルママ・ホッと事業・産婦健診ホッとサポート等）
	妊産婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に係る情報発信の充実
	妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）【再掲】
	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進【再掲】

乳幼児期～学童期

主な取組	
(2) 乳幼児期の子育て支援	
ア 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進	
	区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)機能の充実【再掲】
	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
	乳幼児健康診査の充実（疾病スクリーニング等の精度管理を含む。）
	心理発達に課題を抱える子どもへの支援の充実
	児童虐待対策の機能強化
	乳幼児の健康情報の利活用に向けた取組の推進
	京都版ブックスタート事業の実施
イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり	
	地域子育て支援拠点事業の推進
	地域に開かれた施設運営の一層の推進(幼稚園，保育園，認定こども園等)
	身近な地域の子育て支援施設の連携強化(地域子育て支援ステーション事業)
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進
	子育てサロンや子育てサークル等の活動支援
ウ 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実	
	子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓発
	休日・夜間（深夜帯含む）・平日準夜帯の医療体制確保
	子育て支援施設における事故予防の推進

主な取組	
(3) 幼児教育・保育	
ア	幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上
	保育所等待機児童ゼロの継続
	既存施設の活用等による保育所定員（受入児童数）の拡大
	幼稚園における預かり保育の推進
	私立幼稚園における2歳児接続保育の実施
	保育の担い手確保の総合的な取組の推進
	総合的な担い手確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施
	キャリアアップ研修の実施
	保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
	区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施
	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
	公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管
	就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
	就学前施設と小学校の子どもとの交流
	就学前施設と小学校の教職員，保育士の交流及び研修の充実
	イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上
	保育園（所）等における一時預かり事業（一般型）の実施
	病児・病後児保育の実施
	医療的ケア児保育支援事業の実施
	幼稚園，保育園（所），認定こども園等における障害のある子どもの受入の推進
	障害のある子どもの保育に関する職員研修の充実
	食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の充実
	関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化
	保育園（所）等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底

主な取組	
(４) 子どもの教育環境	
ア 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進	
	質の高い幼児教育の推進と、保幼小の連携・接続の推進
	保護者、地域と進める小中一貫教育の充実・推進
	学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・未来型教育モデルの推進等）
	インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進
	市立高校の更なる改革推進と特色ある教育活動の推進
	京都ならではの伝統文化教育や環境教育、読書活動の推進
	子どもの規範意識を育む取組の推進（道徳教育・自然体験活動等）
	いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進
	食育・健康教育、体力向上の取組の推進
	社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
	多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）
イ 新しい教育ニーズに応える持続可能で安心・安全な教育環境の整備	
	京都市学校施設マネジメント計画に基づいた学校施設の安全確保、長寿命化改修や防災機能強化
	新しい教育内容に即した施設・設備充実等の推進
	地域との共汗で取り組む新しい学校づくり（学校統合等）
	大学等との協働による、教員養成から採用、研修までの資質向上のための一体的な取組の推進
	教員が子どもと向き合うことができる環境づくりの推進（事務補助や多様な専門職等との協働による「チーム学校」としての取組、ＩＣＴ活用等による効率的な研修推進など）
(５) 放課後の子どもたちの居場所づくり	
ア 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動	
	児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
	学童クラブ事業における実施場所確保
	学童クラブ事業未設置学区における機能確保
	児童館等の職員の確保及び資質の向上
	大学との連携による児童館における学生ボランティアの確保及び広報の充実
	による学童クラブ事業における介助者の確保
	放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
	学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進
	学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障害のある子どもの利用推進
イ 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり	
	乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進
	中高生世代の居場所づくりと活動の支援
	身近な地域の子育て支援施設の連携強化(地域子育て支援ステーション事業)【再掲】
	地域住民との交流の推進
	京都やんちゃフェスタの実施
	児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施

思春期～青年期

主な取組	
(6) 思春期保健	
こころとからだの健康づくりと次世代をはぐくむ意識づくりの促進	
	中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
	大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
	乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】
(7) 若者の自己成長と社会参加	
ア 多様なライフデザイン形成への支援	
	キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
	若手アーティストの自立支援
	「20歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18歳」に成人の自覚を促す取組の実施
	若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供
	若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
	気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進
	青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進
イ 若者が持つ多様な力をいかした社会づくり	
	若者の地域交流事業の推進
	若者のボランティア活動の促進
	若者の意見を市政に反映する機会の提供
	審議会等への青少年の更なる参加促進
	若者文化の発信

2 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援



主な取組	
(1) 貧困家庭の子ども・若者への支援	
ア 子どもや若者への生活・学習・社会体験の推進	
	地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
	生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
	学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・未来型教育モデルの推進等）【再掲】
	社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進【再掲】
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援
	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業
	児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】
	若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進【再掲】
	若者サポートステーションでの取組の推進【再掲】
イ 家庭への子育て・経済・就労支援の推進	
	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進【再掲】
	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援【再掲】
	子育て親子等の居場所づくりや交流等を促進する取組
	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施【再掲】
	就学援助費の支給
	子育て世帯を対象とした市営住宅優先入居
ウ 地域、関係機関、企業等との連携による貧困家庭等を支える環境づくりの推進	
	食料品等を届けることを通じ必要な支援につなげる取組の検討
	困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化と きめ細かな情報提供
	京都市はぐくみ未来応援事業の推進
(2) 児童虐待対策・少年非行対策、社会的養育の推進	
ア 児童虐待対策の推進	
	子どもはぐくみ室の専門性の向上
	児童相談所の専門性の向上と体制強化
	子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
	保護者支援、家族再統合の取組の充実
	児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化
	要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
	児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
	母子生活支援施設の活用

主な取組	
	イ 少年非行対策の推進 青少年を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援 非行少年立ち直り支援プログラムの推進 京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施
	ウ 社会的養育の推進 すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入等） ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施） 乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換と小規模かつ地域分散化の推進 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等） 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）
	（３）困難を有する若者への支援
	ア 早期発見と横断的な支援の推進 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実 子ども・若者総合相談窓口での相談活動の充実と推進 子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進 子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布 若者サポートステーションでの取組の推進
	イ 地域・民間団体との連携による支援の強化 NPO等民間団体子ども・若者支援促進事業の助成 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大 子ども・若者総合支援事業研修の実施 子ども・若者支援地域協議会における取組の推進
	（４）障害のある子どもへの支援
	ア 早期発見・早期支援 関係機関との連携による早期発見・早期支援 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進
	イ 特性や状況に応じた支援の提供 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実
	ウ 相談・支援・連携体制の強化 障害児相談支援の充実 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
	エ 一人一人のニーズに応じた教育の推進 インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進【再掲】

主な取組	
(５) ひとり親家庭支援	
ア	子育てを支える生活支援・相談・居場所づくり，学習支援の推進
	生活支援・相談・居場所づくり
	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
	子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）の実施
	母子生活支援施設における支援
	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
	ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居
	ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施
	学習支援
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
	生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施【再掲】
	イ 生活の基盤を支える就労支援，経済的支援の推進
	就労支援
	保育所待機児童ゼロの継続【再掲】
	児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続【再掲】
	高等職業訓練促進給付金等事業の実施
	自立支援教育訓練給付金の支給
	経済的支援
	幼稚園及び保育園等に対する多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減
	児童扶養手当の支給
	母子父子寡婦福祉資金貸付
	ひとり親家庭医療費の支給

3 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・育む社会



主な取組	
(1) 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進	
子ども・若者を支える支援ネットワークの充実	
「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進	
京都はぐくみネットワークによる地域に根差した活動の一層の推進	
児童福祉センターやこどもみらい館等の中核施設の連携強化及び機能強化	
区役所・支所の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）	
地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実	
若者の地域交流事業の推進【再掲】	
地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園等）【再掲】	
身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）【再掲】	
学校運営協議会の設置拡大と取組の充実	
PTA、おやじの会による子どもの健全育成のためのイベントや研修会の実施	
地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保	
文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業【再掲】	
京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援	
多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）【再掲】	
(2) 親育ち促進	
ア 親として学び、育ち合う取組の推進	
乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】	
「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進	
イ 子育ての楽しさ、素晴らしさを感じることができる環境づくり	
新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施【再掲】	
家庭訪問による継続的個別支援の充実	
子育て支援機関による子育て相談事業の推進	
地域や関係機関との協働による「子育て応援」に資する情報発信	
京都はぐくみアプリ等の子育て支援情報発信事業の充実	
(3) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進	
ア 京都ならではの市民力、地域力、文化力をいかした地域活動や文化・芸術振興の推進	
京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出	
京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実	
児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】	
若者の市政や地域コミュニティへの参加機会の提供	
イ 柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組支援	
「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透	
子育て支援施設の働き方改革の推進	
地域・保護者と共に進める、学校・幼稚園の働き方改革の推進	
「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実	

第3章 京都市子ども・子育て支援事業計画

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めることとされており、「京都市はぐくみプラン」と一体的に策定します。

第1期京都市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）の「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」を次のとおり設定します。

1 教育・保育提供区域の設定

	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 （1区域）	広域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対する健康診査
第二次区域 （14区域）	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	・ 利用者支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 （35区域）	幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	・ 施設型給付（幼稚園、保育園（所）、認定こども園） ・ 地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） ・ 延長保育事業 ・ 一時預かり事業（一般型、幼稚園型）
第四次区域 （70区域）	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業

2 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 小学校入学前児童数及び保育の量の推計

次の考え方により、2024（令和6）年度末までの5年間について推計

就学前児童数（推計）×要保育率（推計）＝量の見込み（年度末要保育児童数）

- ・ 就学前児童数… 統計的手法により推計
- ・ 要保育率… 提供区域別に過去4年間の推移をもとに推計

（単位：人）

年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	確保実績	量の見込	量の見込	量の見込	量の見込	量の見込
小学校入学前児童数	63,762	60,898	59,528	57,910	56,550	55,389
保育の量	36,167	36,378	36,356	36,086	36,131	36,221
要保育率	56.7%	59.7%	61.1%	62.3%	63.9%	65.4%

※各年度とも年度末の数値

なお、上記の推計した保育の量の見込みは、市民ニーズ調査の結果に照らすと、国が目標として示す、2022（令和4）年度末時点での女性就業率80%に相当するものです。

(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（2号、3号）の量の見込み

- ・ 全市的に見れば要保育児童数は54人と微増しますが、地域別には大きな増減のバラツキが出ます。
- ・ 年度末の0歳児需要は年度当初の1歳児需要につながるため、0～2歳児の整備は一体的に管理します。
- ・ 0～2歳児の確保必要量について、隣接提供区域間で調整します。

（単位：人）

年度			平成30年度	令和6年度	差
			確保実績A	量の見込B	B－A
保 育	0歳児	小学校入学前児童数	10,321	9,099	△ 1,222
		保育の量（3号）	3,536	4,857	1,321
		保育利用率	34.3%	53.4%	19.1%
	1・2歳児	小学校入学前児童数	21,463	18,384	△ 3,079
		保育の量（3号）	11,977	12,161	184
		保育利用率	55.8%	66.1%	10.3%
	3～5歳児	小学校入学前児童数	31,978	27,906	△ 4,072
		保育の量（2号）	20,654	19,203	△ 1,451
		保育利用率	64.6%	68.8%	4.2%
3～5歳児	教育の量（1号）	11,324	8,703	△ 2,621	
保 育 計	小学校入学前児童数	63,762	55,389	△ 8,373	
	保育の量	36,167	36,221	54	
	保育利用率	56.7%	65.4%	8.7%	

※各年度とも年度末の数値

(3) 2024(令和6)年度末 提供区域別確保必要量

提供区域	小学校区	確保必要量(提供区域間調整後)		
		～2歳	3歳～	計
北1	柊野, 大宮, 紫明, 元町, 上賀茂, 紫竹	0	0	0
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	0	0	0
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所東	0	0	0
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	0	0	0
左京1	花背	0	0	0
左京2	大原, 八瀬	0	0	0
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	38	38	76
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	5	0	5
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	0	0	0
中京1	御所南, 御所東, 高倉	49	49	98
中京2	洛中, 朱雀第一～第四, 第六～第八	0	0	0
東山	開晴, 東山泉	0	0	0
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	0	0	0
山科2	安朱, 山階, 西野, 鏡山, 陵ヶ岡	20	6	26
山科3	山階南, 百々, 勧修, 小野	0	0	0
下京1	洛央, 下京雅, 下京涉成, 梅小路, 光徳	31	0	31
下京2	七条, 西大路, 七条第三	65	65	130
南1	南大内, 唐橋, 九条弘道, 九条塔南, 凌風	0	0	0
南2	吉祥院, 祥栄, 祥豊, 上鳥羽	18	18	36
南3	大藪, 久世西	94	67	161
右京1	高雄, 御室, 宇多野, 花園	6	0	6
右京2	嵯峨, 広沢, 嵐山	60	44	104
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常磐野, 嵯峨野, 梅津, 梅津北	185	33	218
右京4	西院, 西京極, 西京極西, 葛野	184	97	281
右京5	宕陰	0	0	0
右京6	京北第一～第三	0	0	0
西京1	松尾, 嵐山東, 松陽, 桂川	56	0	56
西京2	桂, 桂徳, 川岡, 川岡東, 桂東, 檜原	36	0	36
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	0	0	0
伏見1	竹田, 伏見板橋, 伏見住吉, 下鳥羽	0	0	0
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	0	0	0
伏見3	向島秀蓮, 向島, 向島藤の木	0	0	0
伏見4	横大路, 納所, 神川, 久我の杜, 羽束師, 明親, 美豆	33	0	33
深草	深草, 稲荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	128	128	256
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	0	0	0
総計		1,008	545	1,553

※ 3～5歳児は、0～2歳児と3～5歳児の両方で確保必要量がある提供区域のみで量を設定し、0～2歳児と3～5歳児の確保必要量の少ない方が上限

（４）保育提供体制の確保方策

2024（令和6）年度末時点の保育提供体制を確保するため、以下の考え方で定員を増やしていきます。

【確保方策の考え方】

第1期計画では、全市的に保育提供体制の底上げを図る必要があったことから、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業でそれぞれ一定数を整備する計画としていました。

今後は、全市的な保育ニーズが横ばいになり、地域によっては減少に転じるところが出てくる中、地域を限定してピンポイントで保育提供体制を確保していく必要があります。そこで第2期計画では、保育園、認定こども園、幼稚園など地域の既存施設の活用を第一とし、それでは保育ニーズの増加に対応できない地域においてのみ、施設・事業所の創設を検討することとします。

この考え方に基づき、事業計画においては特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の整備割合を固定的に設定せず、一体的に管理することとし、地域ごとにどの形の保育施設が適しているかを検討し、整備していきます。

【確保方策の検討順序】

- ① 既存施設の活用
 - ・ 既存の保育園・認定こども園の増築、増改築、分園設置
 - ・ 幼稚園における2歳児接続保育による確保
 - ・ 既存の保育園、認定こども園及び幼稚園による小規模保育事業所等の設置
- ② 施設・事業所の創設
 - ・ 保育園
 - ・ 小規模保育事業所等（緊急公募）

【幼稚園の預かり保育】

幼稚園の預かり保育は下記の表のとおり利用者が増えている状況ですが、今後3～5歳児の保育需要が減少することから、今後の新たな確保方策としては見込みません。

＜幼稚園の預かり保育の実績＞

（単位：人）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
預かり保育利用者数	2,016	2,123	2,227	2,557
預かりⅡ型利用者数	-	-	-	161
合 計	2,016	2,123	2,227	2,718

【企業主導型保育事業所の地域枠】

企業主導型保育事業所の地域枠については、既に国が助成決定した事業所の地域枠（現時点で331人）を確保済み量として取り込みますが、京都市に設置権限がなく、今後の動向も不明なため、今後の新たな確保方策としては見込みません。

【既存施設（幼稚園及び保育園（所））からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用】

引き続き、需給調整のための特例を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で移行枠を設けます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
①区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	箇所	14	14	14	14	14	14
			14	14	14	14	14
②時間外保育事業 【延長保育事業】	人日	515,235	472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
			472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
③一時預かり事業 (保育所型) 【一時預かり事業 (一般型)】	人日	50,464	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
			52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
④幼稚園における 預かり保育 (市立・私立幼稚園) 【一時預かり事業 (幼稚園型)】	人日	524,643	539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
			539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
⑤病児・病後児保育 【病児保育事業】	人日	3,539	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
			6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
⑥児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助 【放課後児童健全育成事業】	人	14,076	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
			14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
⑦家庭訪問による 継続的個別支援 (子どもはぐくみ 室職員による支援) 【養育支援訪問事業】	人	948	1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
			1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
⑧家庭訪問による 継続的個別支援 (育児支援ヘルパ ー派遣事業) 【養育支援訪問事業】	人	208	201	202	203	205	206
			201	202	203	205	206
⑨子育て支援短期 利用事業 (ショートステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	7,877	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202
			8,202	8,202	8,202	8,202	8,202
⑩子育て支援短期 利用事業 (トワイライトステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	46	35	35	35	35	35
			35	35	35	35	35

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑪保育所拠点事業, 児童館事業, 京都市 子育て支援活動い きいきセンター(つ どいの広場)事業, こどもみらい館 【地域子育て支援拠点事業】	人回	368,322	413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
			413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
⑫京(みやこ)いきい き子育てサポート事 業(京都市ファミリ ーサポート事業) 【子育て援助活動支援事業】	件	7,839	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
			8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
⑬新生児等訪問指 導事業 (こんにちは赤ち ゃん事業) 【乳児家庭全戸訪問事業】	人	10,247	9,699	9,496	9,349	9,200	9,099
			実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師，保育士，母子保健訪問指導員				
⑭京都市妊産婦健 康診査 【妊婦に対する健 康診査】	人回	妊婦健康診査受診券使用枚数					
		125,870	119,753	116,725	113,773	110,896	108,091
		産婦健康診査受診券使用枚数					
		—	15,047	14,667	14,296	13,934	13,582
		実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関					

4 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、就学支援シートやこどもみらい館における共同機構など、これまでの京都市独自の取組の更なる充実に加え、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもとに進めていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等の事務負担を考慮し、事務構築を行うとともに、保護者の利便性を向上するため、幼稚園等の協力を得て、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回の償還払いにより実施しています。

今後とも、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上等のため、実施状況等を踏まえ適宜検討していきます。

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



京都はぐくみ憲章

平成19年2月5日(南境ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

平成23年4月1日「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

「京都市はぐくみプラン（案）」に対する御意見記入欄

（募集期間：2019（令和元）年10月31日（木）～12月4日（水））

第Ⅰ部 計画の趣旨

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 優先的に取り組む事項

対象となる項目 ☐重点1 ☐重点2 ☐重点3 ☐重点4 ☐重点5 ☐重点6

第2章 施策の体系

対象となる項目 ☐1 ☐2 ☐3

第3章 京都市子ども・子育て支援事業計画

その他（計画全般について）

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えない範囲で以下の該当する項目に「○」を御記入ください。

- ①お住まいの地域 市内 市外 ※市内の方はお住まいの区についても御記入ください。
- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北区 | 上京区 | 左京区 | 中京区 | 東山区 | 山科区 |
| 下京区 | 南区 | 右京区 | 西京区 | 伏見区 | |
- ②年 齢 ～19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳～
- ③職 業 等 会社員 公務員 自営業 フリーター 主婦・主夫 学生 無職 その他()

<持参・郵送> 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

<F A X> 075-251-2322 <電子メール> kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

<ホームページURL> <https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000258553.html>



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
2019（令和元）年10月発行 京都市印刷物第●●●●号